

大田市公告第 12 号

大田都市計画事業大田市駅前周辺東側土地区画整理事業の事業計画の変更を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画の変更（都市計画に定められた事項を除く）について意見のある利害関係者は、令和7年3月12日までに島根県知事に意見書を提出することができる。

令和7年2月7日

大田市長 楫野 弘和

記

1 縦覧期間

令和7年2月13日から令和7年2月26日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

大田市大田町大田口1111番地

大田市役所建設部土地区画整理課内